

# 特定計量器の定期検査について

取引や証明に使用する計量器は法律(計量法第 19 条)により 2 年に 1 回の定期検査を義務づけられています。

つきましては、下記日程で検査が行われますので該当する計量器をお持ちの方は受験されますようお願いいたします。

## ■検査日時・場所

検査日	検査時間	検査場所
令和 5 年 8 月 10 日(木)	10:00~15:00	JA たまな玉東供給センター

(12:00~13:00 までは除きます)

## ■持参物

計量器 (質量計等)、手数料(1 台あたり 500 円~2200 円)

## ■検査対象計量器

- ・商店等で商品の売買に使用するはかり
- ・病院、薬局等で使用している調剤用のはかり
- ・学校、病院、保育園等で使用している体重測定のはかり
- ・農協、漁協等流通物資の集荷、出荷等に使用するはかり
- ・宅配など運送業者等が貨物の運賃算出用に使用するはかり
- ・農業、漁協等の生産者が生産物等の売買に使用するはかり

## ※問い合わせ先

- ・玉東町役場産業振興課 (TEL:0968-85-3113)
- ・一般社団法人 熊本県軽量協会 (TEL:096-367-7816)
- ・熊本県産業技術センター軽量検定グループ (TEL:096-368-2101)